

利益相反マネジメント規程

(目的)

第1条 この規程は、身体教育医学研究所うんなん（以下「研究所」という。）の職員等が、身体教育医学に関する総合的かつ実践的な研究等(以下「研究活動等」という。)を行う上での利益相反を適正にマネジメントするため必要な事項を定め、透明性の高い研究活動等を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、利益相反を次の各号のとおり定義し、広義の利益相反をマネジメントの対象とする。

- (1) 「広義の利益相反」とは、狭義の利益相反と責務相反の双方を含む概念をいう。
- (2) 「責務相反」とは、職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っており、身体教育医学研究所うんなん条例及び規則で定める研究所における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態をいう。
- (3) 「狭義の利益相反」とは、職員等又は研究所が研究活動等に伴って得る利益（特許の実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と研究所における責任が衝突・相反している状態をいう。
- (4) 「個人としての利益相反」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 職員等の企業等から得る研究活動等に係る個人的な利益が、研究所における当該職員等の責任と相反する状況にあること。
 - ロ 職員等の研究活動に係る兼業先に対する責任が、研究所における当該職員等の責任と相反する状況にあること。
- (5) 「組織としての利益相反」とは、研究所が外部から金銭的利益を得ていること又は外部の企業等と特別の関係にあることが、研究所の活動に影響を及ぼすおそれのあること、又は影響を及ぼすおそれのあるように見えること。

2 この規程において、「個人としての利益相反マネジメント」とは、研究所の職員等が研究活動等を行う上で、その活動や成果に基づき得る個人的利益が、職員等としての責務又は公共の利益を損なうことのないよう適正にマネジメントすることをいう。

3 この規程において、「組織としての利益相反マネジメント」とは、研究所が研究活動等を行う上で、その活動や成果に基づき得る経済的利益が、組織の社会的責任又は公共の利益を損なうことのないよう適正にマネジメントすることをいう。

4 この規程において「職員等」とは、身体教育医学研究所うんなん条例及び規則に掲げる者及びその者の配偶者、一親等の親族、または収入・財産を共有する者をいう。

(研究所長及び職員等の責務)

第3条 研究所長並びに職員等は利益相反の管理に関する措置について、本規定及び厚生労働科学研究における利益相反の管理に関する指針等の規程を遵守しなければならない。

2 研究所長は研究倫理及び利益相反の管理に関する適切な教育を職員等に受けさせなければならない。

(個人としての利益相反マネジメントの対象)

第4条 個人としての利益相反マネジメントは、職員等が次に掲げる行為を行う場合を対象としてこれを行う。

- (1) 企業及び団体（以下「企業等」という。）と研究活動等を行う
- (2) 企業等から一定額以上の金銭若しくは株式等(株式買入れ選択権を含む。以下同じ。)を取得する場合又は便益の供与を受ける
- (3) 企業等から一定額以上の物品、サービス等を購入する
- (4) その他、個人としての利益相反マネジメントの対象として認めた行為を行う

(組織としての利益相反マネジメントの対象)

第5条 組織としての利益相反マネジメントは、次に掲げる場合を対象としてこれを行う。

- (1) 組織が次に掲げる行為を行う場合
 - イ 企業等と研究活動等を行う
 - ロ 企業等から一定額以上の金銭若しくは株式等を取得する又は便益の供与を受ける
 - ハ 企業等から一定額以上の物品、サービス等を購入する
- 二 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）で規定する特定研究成果活用支援事業を行う
- ホ その他、組織としての利益相反マネジメントの対象として認めた行為を行う

(申告書の提出)

第6条 研究所に所属する研究員は、別に定める研究に係る利益相反の自己申告書（以下、自己申告書）を既定の時期に身体教育医学研究所うんなん倫理審査委員会(以下、「委員会」とする。)に提出しなければならない。

- 2 研究所に所属する研究員以外の者で分担研究者及び研究協力者として進行中の研究等に従事している者についても、自己申告書を提出しなければならない。
- 3 提出中の自己申告書の内容に変更及び修正が必要になった場合、速やかに変更及び修正した自己申告書を提出しなければならない。
- 4 委員会は提出された自己申告書に関する審査及び研究倫理審査における利益相反の審査を行う。

第7条 この規程の定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、令和5年2月20日から施行する。